

第3章 「自由で開かれたインド太平洋」における安全保障協力 ～海洋秩序維持・強化の観点から

鮎田 英一

はじめに

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱（以下「30大綱」という）は、「我が国の防衛の基本方針」として「安全保障協力の強化」において「インド太平洋」への関与の強化を打ち出した¹。そこには「自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ」、多角的多層的な安全保障協力を戦略的に推進する一環として防衛力を積極的に活用することが示されている。とりわけ従来に比べ多くの国々、国際機関を順次列挙して、地域の特性や国ごとの実情を考慮し、防衛協力・交流の推進とグローバルな課題への対応に関わる包括的指針を示した意義は大きい²。

「自由で開かれたインド太平洋」は、国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、「アジアとアフリカ」という「2つの大陸」、そして太平洋とインド洋という「2つの大洋」の交わりにより生まれるダイナミズムであるとの認識のもと、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することによって、インド太平洋をいずれの国にも分け隔てなく平和と繁栄をもたらす「国際公共財」として発展させようとするものである。その実現のための三本柱として①法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着②経済的繁栄の追求③平和と安定の確保が挙げられているが³、このビジョンを実体化し、安全保障協力としてどのような施策を推進していくかは今後の大きな課題である。

そこで本稿では、特に「自由で開かれたインド太平洋」で求められる海洋秩序の維持・強化という観点から、防衛力の活動空間の広がりや役割の拡大という近年の変化を踏まえ、安全保障協力における防衛力の活用について考えてみたい。

1. 防衛力の活動空間の広がりや役割の拡大

(1) 防衛力の活動空間の広がり

創設以来、長きにわたり自衛隊は、直接侵略・間接侵略の抑止と排除を主たる任務とし、活動範囲は日本領域及び周辺海空域に限定されていた。しかし冷戦終結後の1991年、初の海外実任務としてペルシャ湾掃海部隊が派遣されて以降、国際平和を目的として自衛隊は地理的活動範囲を大きく広げていった。そして30大綱が安全保障協力上のビジョンとする「自由で開かれたインド太平洋」においては、アジアとアフリカの連結性を保証するために、太

平洋とインド洋という2つの海洋において、法の支配に基づく海洋秩序を維持・強化することが求められるに至った。

この防衛力の活用が期待される空間の広がりや、インド太平洋という地理的視点から便宜的に整理すると、次のようになる。

自国領域・周辺海空域→北東アジア地域（東シナ海等）→東南アジア地域（南シナ海等）・オセアニア地域（西太平洋等）→南アジア地域（インド洋等）→中東・アフリカ地域（アラビア海等）等

もとより日本の防衛力には限りがあり、これらの広大な空間で常時空白域を作らず活動することなど不可能である。このため、情勢に応じて求められる活動を求められる空間で適宜実施しうるために、活動に必要な国際的基盤を平素から整えておくことが必要である。この意味で、インド太平洋における安全保障協力においては、日本周辺海空域から中東・アフリカ地域のような遠方に至るまでの各地域、防衛力の活動基盤となる関連諸国、関連国際機関等との平素からの連携・支援・協力関係を維持・強化していくことが重要である。

（2）防衛力の役割の拡大

冷戦終結後、防衛力の活動空間が広がったのと同様に、防衛力に求められる役割も拡大していった。30大綱においては防衛力の役割として、日本にとって望ましい安全保障環境を創出するとともに、脅威を抑止し、これに対処するとの観点から、「平時からグレーゾーンの事態への対応」、「島嶼部を含む我が国に対する攻撃への対応」、「あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応」、「大規模災害等への対応」、「日米同盟に基づく米国との共同」及び「安全保障協力の推進」が挙げられた。そして、防衛力はこれらの役割を「シームレスかつ複合的に果たせるものでなければならない」⁴とされている。

またそこには「平時からグレーゾーンの事態への対応」において、「積極的な共同訓練・演習や海外における寄港等を通じて平素からプレゼンスを高め、我が国の意思と能力を示す」ことが一例として示されているように⁵、「平時からグレーゾーンの事態への対応」と「安全保障協力の推進」という役割は相互補完的あるいは密接不可分の関係にあると言える。

このため安全保障協力を推進するにあたっては、防衛力に求められる役割が拡大したことを踏まえ、その協力内容を他の役割遂行にも寄与するような複合的な取組みとする視点を持つことが重要である。

2. インド太平洋の主要地域における安全保障協力

インド太平洋において、日本の防衛力が活動するための協力基盤を整え、求められる役割に切れ目なく対応する態勢を構築していくためには、各地域の特性や相手国の実情を踏まえた実効性の高い安全保障協力が求められる。以下、このような問題意識からインド太平洋を構成する主要地域ごとに海洋秩序の維持・強化に資する安全保障協力の重視事項につき検討する。

(1) 中東・アフリカ地域

中東から特に北アフリカに至る地域は、エネルギー資源を世界に供給する重要地域である。域内には各国の緊張関係や、テロリズム、海賊などの様々な不安定要因を抱えており、スエズ運河から紅海、バブ・エル・マンデブ海峡、アデン湾・ソマリア沖に至る海域、並びにペルシャ湾からホルムズ海峡を通り、オマーン湾、アラビア海に至る海域において航行の自由が保障されることは、国際社会にとって死活的に重要な課題である。

自衛隊はペルシャ湾掃海部隊派遣以降、各種国際活動により、関係各国、機関等と信頼関係を構築してきた。本地域の海洋秩序の維持・強化のため、安全保障協力は以下のよう
に、これまでの関係各国等との信頼関係をさらに発展させるものでなければならない。

(a) 海賊対処行動の継続

2009年から開始された日本の海賊対処行動を含め、国際社会の様々な取組みの結果、ソマリア海賊事案の発生件数はここ数年低い水準に抑えられている。しかしソマリア沖・アデン湾の状況は予断を許さず、今後とも国際社会による継続した取組みが必要と言われる⁶。

海賊対処行動は、平素からの海洋安全保障協力として日本籍船・外国籍船の航行安全の確保に寄与してきた。このため自衛隊の派遣部隊は、自国枠組みの活動の他、米国、オーストラリア、英国、トルコ、韓国、パキスタン等とともに第151連合任務部隊（CTF151）に参加するとともに、随時、バーレーンに置かれた司令部に指揮官・幕僚を派遣している⁷。またスペイン、ドイツ、オランダ、イタリア等のEU海上部隊（EUNAVFOR）とも連携に努めており⁸、またバーレーンで開催されるSHADE（Shared Awareness and Deconfliction）会議では独自派遣の中国、ロシア⁹、インド等とも運用調整・情報共有を図っている。

またホルムズ海峡における日本関係船舶への攻撃などを背景として、日本独自の取組みとして本年から「中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のため」海上自衛隊の哨戒機と護衛艦が本地域に派遣されているが、海賊対処行動はこの活動の基盤となっている。さらに海賊対処行動には、海上保安官が護衛艦に同乗し海賊事案発生時の

司法警察活動に備えており、この10年を超える自衛隊と海上保安庁の連携活動は本地域ばかりでなく、日本周辺海域を含む自衛隊と海上保安庁の相互理解と協力関係の強化に良い影響を及ぼしてきた。またこの活動を契機に日本商船業界と自衛隊を含む政府との連携・意思疎通は格段に向上しており、その結果、インド太平洋における長大なシーレーン確保のために必要な関係当事者の連携基盤は向上している。

本地域において安全保障上の不安定要因が多く存在することを考えれば、長期的視点からのジブチ¹⁰の活動拠点強化も含め、海賊対処行動を継続し、諸外国等と協力を積み重ねる努力は今後とも重要である。

(b) 米軍との協力関係の強化

日米両国は、「自由で開かれたインド太平洋」へのコミットメントという強固な基礎の上にそのパートナーシップが築かれていることを確認している¹¹。一方で、米国は2017年12月に国家安全保障戦略を発表し、その中で「インド太平洋」の地理的範囲をインドの西海岸から米国の西海岸に至る地域と記述し、この他に、中東、南・中央アジア等の国々と地域を挙げていることから¹²、日米両国の「自由で開かれたインド太平洋」における「インド太平洋」の地理的範囲は必ずしも一致はしていないようである。政策ビジョンにおける地理的範囲に若干の異同はあるものの、インド太平洋における日米の安全保障協力においては、太平洋からインド西岸までを担当地域（AOR : Area of Responsibility）とする米インド太平洋軍のみならず、インド西岸以西の中東をAORとする米中央軍等を通じた米軍との協力関係の強化が必要である¹³。

平和安全保障法制に関連して、ホルムズ海峡における機雷掃海が存立危機事態の一例として議論されたが、事態生起の蓋然性は別としても本地域の重要性を考慮すれば、ペルシャ湾における各種訓練への積極的参加は重要である。昨年も米中央軍第5艦隊主催の国際掃海訓練（IMX2019）¹⁴に、世界50カ国を超える海軍部隊とともに海上自衛隊の掃海部隊が参加しているが、こうした演習を通じて、本地域の複雑な環境に慣熟し、米軍を含む各国との連携と信頼を向上させることは、この海域の不測事態に対応し得る基盤整備となる。また米軍に対しては、同盟国として遠隔の地域においてもリスクを共有して共通の脅威に対処する態勢を示すこととなり、日米同盟の信頼性向上に寄与するとも言える。

(2) 南アジア地域

南アジア地域が面するインド洋の海洋秩序は、英国のスエズ撤退以降、米国の圧倒的な戦力により保たれてきたが、近年は大国化した中国の進出に伴い、パワーバランスの変化

が懸念され、テロリズム、海賊、難民流出等の不安定要因も広域にわたって存在している。

(a) インドとの防衛協力の強化

インド洋の海洋秩序の安定にとって、日本と価値観を共有する、南アジア最大の大国インドとの協力は特に重要である。2019年11月の日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）等では、インド太平洋における日印安全保障・防衛協力の深化が確認されている¹⁵。

その防衛協力の象徴のひとつと言えるのがマラバール多国間海上共同訓練¹⁶である。本訓練はインド洋の東西海域はもとより日本近海、グアム島沖を含む東アジア海域でも実施され、訓練内容も人道支援／災害救援（HA/DR）から対水上戦、対潜戦など各種事態に及んでいる。またインド洋内でインドが域外国と協調姿勢を示し¹⁷、さらにインド洋を越えて太平洋の安全保障に明示的に関与する意義は大きく、このような訓練を継続発展させることは重要である。

さらにインドとの間には、2015年に日印防衛装備品・技術移転協定等が締結され、防衛協力深化のための制度的枠組みも整ってきたことから¹⁸、インドの海洋安全保障能力向上につながる、国産救難飛行艇や国産潜水艦を含めた装備・技術移転を官民一体となって促進することが望ましい。

(b) インド洋における後方支援基盤の確保

「一帯一路」構想の下、中国の経済的軍事的影響力の拡大により、関係諸国との間に「港湾の利用や拠点確保を含むアクセスをめぐる競争」¹⁹が生起しているが、日本にとっても、防衛力の後方支援基盤となる寄港・寄航地を安定的に確保することが重要である。

スリランカ、モルディブとは、自衛隊部隊が寄港・寄航し、海軍・沿岸警備隊等と捜索救難訓練等を実施し、セーシェルには自衛隊からCTF151指揮官が訪問し海洋安全保障協力を進めている²⁰。また中国の影響力が強いパキスタンとは、テロとの戦いにおける洋上補給活動の連携、遡れば1991年のペルシャ湾派遣掃海部隊によるカラチ港寄港の実績もある²¹。広大なインド洋においては、この他、南インド沖の英領ディエゴ・ガルシアの米軍基地の利用も重要であり、防衛力の活動基盤拡大のため、より多くの諸国との交流・協力強化に努める必要がある。

(3) 東南アジア地域

東南アジア地域は世界的な物流の要衝であり、特にベンガル湾、アンダマン海からマラッカ・シンガポール海峡を抜け南シナ海へと続く海域は、重要な海上交通路が通ってい

る。これらの海域ではテロリズム、海賊の脅威に加え、南シナ海における中国の武力を背景とした一方的な現状変更など、大きな不安定要因がある。

日本と ASEAN の防衛協力の指針として、2016年11月「日 ASEAN 防衛協力イニシアティブ (ビエンチャン・ビジョン)」が表明された²²。この指針は2019年11月「ビエンチャン・ビジョン 2.0」としてアップデートされ、ここではインド太平洋地域を一体と捉える、より広い文脈でビジョンが再定義され、ASEAN の中心性・一体性の原則に根差したアプローチや法の支配の貫徹や海洋安全保障強化などの重点領域が明らかにされている²³。今後ともこの包括的指針の枠内で、ルールを基礎とした海洋秩序を確保するため、以下のよ

(a) 幅広い海上交通路の確保

中国は経済発展に伴いマラッカ・シンガポール海峡を通る海上輸送への依存度が高まるにつれ、本海峡の脆弱性を強く意識している（いわゆる「マラッカ・ジレンマ」）。日本も本海峡や南シナ海で航行の自由が脅かされた事態に備え、平素から代替ルート確保のための方策を講じる必要がある²⁴。

その一環として、ベンガル湾、スマトラ西方沖海域からスンダ海峡、ロンボク海峡等を抜けてインドネシア群島水域、マカッサル海峡を通りフィリピン東沖の西太平洋に至る海域において、関係諸国と共同演習・訓練を実施し当該海域に習熟するとともに、寄港・寄航の実績を積み重ねることが重要である。その一例として、2017年から定例化しつつある、護衛艦によるインド太平洋方面派遣訓練²⁵は、太平洋とインド洋を結ぶ海域に活動が及び、HA/DR や高次の戦術までを訓練内容とし、参加国も ASEAN 諸国のみならず、米国、インド、オーストラリア、フランス等に及んでいる。こうした訓練は、「自由で開かれたインド太平洋」を目指す安全保障協力としての象徴的意義も大であり、今後とも拡大継続して実施していくべきである。

(b) 南シナ海におけるプレゼンスの強化

東南アジアにおける安全保障協力として、ハイレベル・実務交流、防衛装備・技術協力、能力構築支援等とともに、平素から海洋秩序を維持・強化するためにプレゼンスを示すことが重要である。

先に述べたインド太平洋方面派遣訓練では、南シナ海を巡航しつつ、ASEAN 全体を対象とする人材交流や国際法の共通理解を促進する事業²⁶や、米国、オーストラリア、インド、カナダ等の域外諸国との共同訓練が実施されており、地域特性に応じた多角的多層的訓練

が行われている。また ASEAN 諸国においては海軍と法執行機関（沿岸警備隊）の任務・役割に各国ごとの異同があることから、ASEAN 諸国とは法執行機関も含めた訓練協力を積み重ねることが重要である。このような連携は国内機関でも必要であり、2019年にはブルネイ沖で海上自衛隊と海上保安庁の合同訓練が実施されている²⁷。

中国が軍事拠点化を進める南シナ海の海域において、米国は随時「航行の自由作戦 (FON: Freedom of Navigation)」を実施し、オーストラリア、英国、フランスも同様の取組みをしており、日本は「航行の自由作戦」を支持する立場にある²⁸。南シナ海という重要海域において、日本が日米共同巡航訓練²⁹や日米印比共同巡航訓練³⁰等を通じ米国と共同行動をとることは、「航行の自由作戦」に対する支持を、海洋におけるプレゼンスによって表明することにつながると言える。

（4）オセアニア

オーストラリア付近海域からメラネシア、ポリネシア、ミクロネシアにわたる西太平洋は、日本へのエネルギー資源輸送を含む重要な海上交通路が通り、日本の有事にはハワイ、グアム等の米軍基地からの来援基盤を確保するための重要な海域である。一方で中国は太平洋島嶼国に対する政治的経済的影響力を拡大し、その動向が注視されている。本地域において防衛力活用の空白域を作らず、各種事態に対応する基盤を整備するため、以下のような安全保障協力は重要である。

（a）太平洋島嶼国との非伝統的安全保障問題を中心とした防衛交流

2019年8月の「太平洋島嶼諸島フォーラム」共同宣言に示されたように、太平洋島嶼国の安全保障上の最大関心事は、気候変動である³¹。日本は、海における法の支配の重要性を踏まえ、海上法執行を含む海上保安分野の能力構築支援や港湾整備等の分野での協力推進を表明しているが³²、気候変動に伴う大規模災害を想定した HA/DR 訓練を進めることも重要である。日本は、これまで国際災害救援活動の円滑化のため、米太平洋艦隊主催の2018年パシフィック・パートナーシップ訓練において輸送艦がミクロネシア（ヤップ）やパラオに寄港し³³、2019年には日米豪ニューージーランド共同訓練において C-130 がミクロネシア諸島への人道支援物資を投下している³⁴。今後は統合部隊運用の見地から、洋上からの支援・上陸による支援等を組み合わせた重層的な訓練を実施し、海域特性や各国の実情に触れ、島嶼国との良好な関係及び防衛力の活動基盤の構築に努めることが必要である。

(b) 関係主要国とのネットワーク構築

オーストラリアは、インド太平洋の海洋秩序安定を自国の主要利益とみなし³⁵、カカドゥ多国間共同訓練を実施する³⁶等、本地域に積極的に関与している。また太平洋島嶼国の旧宗主国にあたる米国、英国、フランス、ニュージーランドもやはり本地域を重視している。広大な本地域の海洋秩序の維持・強化のためには、法の支配という普遍的価値観を共有するオーストラリア、米国等の諸国と防衛協力の広汎なネットワークを平素から構築しておくことが重要である。

日本が1980年から参加している、ハワイ近海における米太平洋艦隊主催の環太平洋合同演習（RIMPAC: Rim of the Pacific）は、今日では米国、英国、フランス、ニュージーランド、カナダを含め、多くの太平洋沿岸諸国が参加し、HA/DRから対潜戦や水陸両用作戦に至る各種訓練を実施し、地域の安定につながる信頼醸成の機会ともなっている³⁷。今後とも、より広い海域において関係主要国とのネットワーク構築のため、こうした二国間・多国間訓練を推進することが重要である。

(5) 北東アジア地域

本地域は世界屈指の伝統的不安要因が存在する、日本の安全保障にとって最重要地域である。本地域で、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することは日本自身の防衛に直結し、そのためには以下のような安全保障協力が重要である。

(a) 東シナ海、日本海における協力国のプレゼンスの強化

北朝鮮の核・ミサイル開発は、国際社会に対する重大かつ差し迫った脅威である。北朝鮮による、国連安保理の制裁逃れを図る洋上での船舶間の物資積み替え（「瀬取り」）に対しては、日本、米国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、ニュージーランド等の諸国が東シナ海等において協力して艦艇・航空機による警戒監視に当たっている³⁸。一方で、東シナ海において中国は公船により尖閣諸島周辺の日本領海へ侵入を繰り返し、また国際法に違反する東海防空識別区を設定する等、日本の主権を侵害している。

このような情勢下、同盟国である米国のみならず国連の活動に参加する諸国部隊の東シナ海及び日本海での活動を支持・支援するとともに、この機会を利用して随時、各種訓練等を実施することは、自由で開かれた海洋秩序に対する国際社会の関与を強く訴える効果があり、諸国の本海空域におけるプレゼンスを維持・強化していくことが重要である。

(b) 北西太平洋における海洋状況把握 (MDA : Maritime Domain Awareness) のための協力強化

沖縄東方海域から沖ノ鳥島、硫黄島、南鳥島にわたる北西太平洋は日本の排他的経済水域 (EEZ) が広がり、日本の有事には米軍の来援基盤を確保するための重要な海域である。2014年、小笠原近海に多数の中国漁船が来襲しサンゴ密漁事案が生じたことから窺えるように、海洋秩序安定に不可欠な本海域における MDA は十分とは言えない。利用できる自衛隊、海上保安庁等の装備には限りがあり、得られる海洋情報が限定的であることを考えれば、第3期「海洋基本計画」³⁹が示すように、MDA は政府が一丸となって推進すべきであり、またそこには同盟国、友好国、関連沿岸国、国際機関との連携が不可欠である。

特に技術進歩が著しい宇宙からの MDA に関しては、関連各国の防衛当局を含む政府、民間企業との協力が重要である。日本の EEZ がある本海域の重要性を考慮すれば、関連諸国との MDA に関わる安全保障協力を促進しなければならない⁴⁰。

また密漁中国漁船が南西諸島海域やバシー海峡を通航して洋上に展開したと推測されることから、この付近海域の MDA を平素から強化することが必要であり、この意味で地政学的な要衝に位置する台湾との情報協力は重要である。台湾の間には、海難捜索救助に関する取決め⁴¹があり、実務協力も進んでいるが⁴²、MDA に関わる協力関係を構築することは、本海域における自由で開かれた海洋秩序の維持・強化につながるものである。

おわりに

「自由で開かれたインド太平洋」に求められる海洋秩序の維持・強化のためには、防衛力を積極的に活用した安全保障協力を推進し、インド太平洋において、防衛力が広い海域において活動空間の空白を作らず、あらゆる事態に対応できる基盤を平素から作り上げるという視点が重要である。その際、軍事組織における相互運用性(インターオペラビリティ)強化において相互の信頼関係の構築が中核となるように、安全保障協力においても、国と国、人と人との信頼関係の構築こそが何よりも大事である。その成果は決して直ちに現われるものではないが、今後とも地域特性や協力国の実情を考慮した、地道で継続的な安全保障協力の努力を積み重ねていかねばならない。

—注—

- 1 防衛研究所「東アジア戦略概観 2019」第7章 日本—新たな防衛計画の大綱」、230頁
- 2 国家安全保障会議及び閣議決定「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（2018年12月18日）、14-16頁
- 3 外務省「自由で開かれたインド太平洋に向けて（2019年11月21日）」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page25_001766.html
- 4 国家安全保障会議及び閣議決定「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（2018年12月18日）、10頁
- 5 同上
- 6 内閣官房「2018年 海賊対処レポート」（2019年3月）
<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/siryou2/report2018.pdf>
- 7 令和元年版防衛白書、386-389頁
- 8 内閣官房「2018年 海賊対処レポート」（2019年3月）
<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/siryou2/report2018.pdf>
- 9 ロシアとの協力強化の一例として、防衛省統合幕僚監部ホームページ「ロシア海軍との海賊対処共同訓練の実施について」（2020年1月22日）
https://www.mod.go.jp/js/Press/press2020/press_pdf/p20200122_01.pdf
- 10 中国はジブチの戦略的重要性を認識し海外初の軍事基地である「ジブチ保障基地」を建設。2017年から運用を開始した。米国防省 ANNUAL REPORT TO CONGRESS: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2019、p.16、pp.61-62
- 11 外務省「日米首脳会談」（2019年5月27日）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000482894.pdf>
- 12 White House, National Security Strategy of the United States of America, pp. 44-53（2017年12月18日）
<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905.pdf>
- 13 自衛隊の活動拠点があるジブチには米アフリカ軍キャンプ・レモニエが隣接しており、米アフリカ軍との連携も重要である。
- 14 防衛省海上自衛隊「米国主催国際海上訓練について」（2019年10月11日）
<https://www.mod.go.jp/msdf/release/201910/20191011.pdf>
- 15 外務省「第1回日印外務・防衛閣僚会合共同声明」（2019年11月30日）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000544337.pdf>
- 16 防衛省海上自衛隊「日米印共同訓練（マラバル2019）」
<https://www.mod.go.jp/msdf/operation/training/malabar2019/>
- 17 防衛研究所「東アジア戦略概観 2019」第1章「インド太平洋」概念とオーストラリア・インド」、36頁
- 18 外務省「日印防衛装備品—技術移転協定及び日印秘密軍事情報保護協定の署名」（2015年12月12日）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000168.html
- 19 防衛研究所「東アジア戦略概観 2017」第2章 インド洋地域の安全保障 中国の進出への域内諸国の対応」、38頁
- 20 防衛省海上自衛隊「第151連合任務部隊司令官 福田達也海将補 セーシェル共和国訪問」（2017年5月8日）<http://msdfmso.info/>
- 21 パキスタンにも海上自衛隊第151連合任務部隊司令官が訪問し、意見交換等を実施している。（2017年5月16日）<http://msdfmso.info/>
- 22 防衛省「ビエンチャン・ビジョン～日 ASEAN 防衛協カイニシアティブ～」（2016年11月16日）
https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/docs/2016/11/16_1.pdf
- 23 防衛省「ビエンチャン・ビジョン～日 ASEAN 防衛協カイニシアティブ～のアップデート」（2019年11月17日）https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/dialogue/j-asean/admm/06/vv2_jp.pdf
- 24 たとえば、秋元一峰『「自由で開かれたインド太平洋戦略」の中のシーレーン防衛考察』、笹川平和財団海洋政策研究所 https://www.spf.org/oceans/analysis_ja02/post_1.html
- 25 令和元年版防衛白書、390頁
- 26 ASEAN 諸国の間では、海洋国際法に関して、排他的経済水域における非沿岸国の軍事活動・軍事調査あるいは領海における外国船舶の無害通航・通過通航さらには水域区分の在り方そのものに関して共通理解が確立していないのが現状である。（防衛研究所「東アジア戦略概観 2018」第1章 海洋の安全保障—「航行の自由」の意義および課題）
<http://www.nids.mod.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian2018/j01.pdf>

- 27 海上保安庁「海上自衛隊との共同訓練の実施について（結果概要）」（2019年6月26日）
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/r1/k20190626/k190626.pdf>
- 28 外務省「日米首脳会談」（2017年5月26日）https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_000337.html
- 29 防衛省海上自衛隊「日米共同巡航訓練の実施について」（2017年5月10日）
<https://www.mod.go.jp/msdf/formal/info/news/201705/20170510-01.pdf>
- 30 防衛省海上自衛隊「日米印比共同巡航訓練の実施について」（2019年5月9日）
<https://www.mod.go.jp/msdf/release/201905/20190509.pdf>
- 31 第50回太平洋諸島フォーラム共同宣言
<https://www.forumsec.org/wp-content/uploads/2019/08/50th-Pacific-Islands-Forum-Communique.pdf>
- 32 外務省「第8回太平洋・島サミット（PALM8）（結果概要）」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/page4_004028.html
- 33 防衛省「パシフィック・パートナーシップ2018結果概要」
<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/dialogue/pp/2018/gaiyou.pdf>
- 34 防衛省航空自衛隊「ミクロネシア連邦等における人道支援・災害救援共同訓練（クリスマス・ドロップ）について」（2019年12月）https://www.mod.go.jp/asdf/asc/activities/inter_acti/index.html
- 35 2016 オーストラリア国防白書、70頁
<https://www.defence.gov.au/WhitePaper/Docs/2016-Defence-White-Paper.pdf>
- 36 インドのマラバール訓練のように、いわゆる QUAD（日米印豪）の一国であるオーストラリアも自国の事情、特性に応じた訓練を積極的に実施している。（下平拓哉 防衛研究所『ブリーフィング・メモ』2018年6月号）<http://www.nids.mod.go.jp/publication/briefing/pdf/2018/201806.pdf>
- 37 中国は RIMPAC への参加招待を取り消されている。その背景分析については、尾藤由起子 防衛省海上自衛隊幹部学校『中国海軍の「リムパック2018」への招待を取り消した背景と米国防省の意図』（2018年6月13日）<https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/topics-column/col-107.html>
- 38 外務省「北朝鮮関連船舶による違法な洋上での物資の積替えの疑い」（2020年2月19日）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page4_003679.html
- 39 内閣府 第3期「海洋基本計画」（平成30年5月）第2部4「海洋状況把握（MDA）の能力強化」
<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan03/pdf/plan03.pdf>
- 40 たとえば、米国との間で協力が進められている。外務省「日米宇宙協力」（2019年10月16日）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/space/j_us.html
- 41 公益財団法人日本台湾交流協会「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の海難捜索救助分野の協力に関する覚書」（2017年12月20日）
<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20171221/20171220.pdf>
- 42 台北駐日経済文化代表処「台湾の海洋委員会海巡署が日本の海上保安庁と協力し沖縄の漁民を救助」（2019年7月4日）https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/65566.html